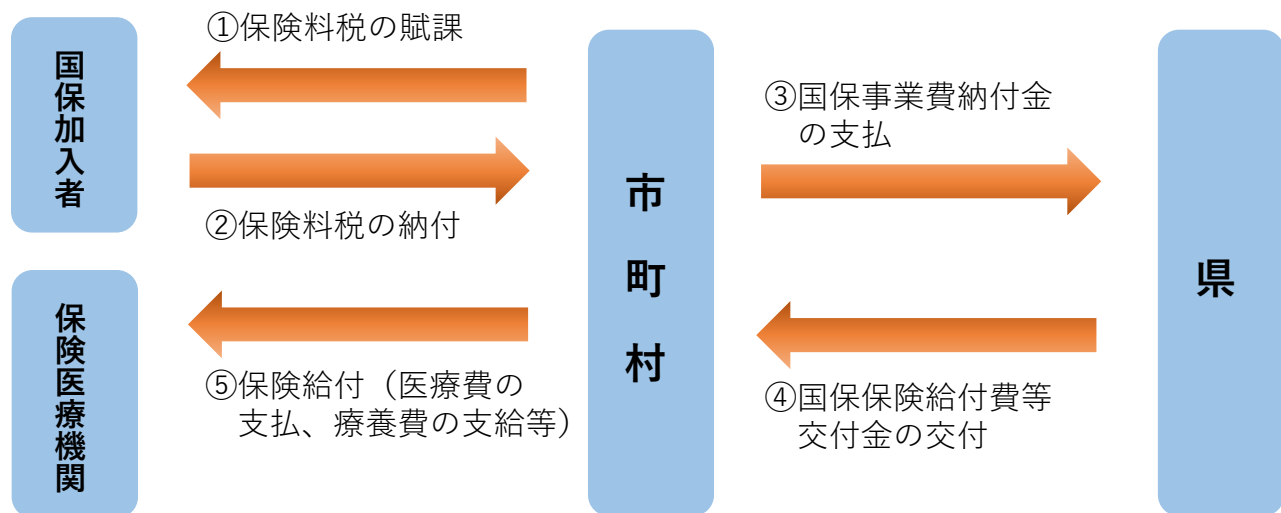


# 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります。

- 国民健康保険は現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは県と市町村が共同保険者となって運営します。
- 県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。



## 【市町村の役割】

- 被保険者証の発行などの資格管理
- 標準保険料(税)率を参考に保険税率を決定
- 保険給付の決定、支給
- 保健事業の実施 等

## 【県の役割】

- 市町村ごとの
  - ・国保事業費納付金を決定
  - ・標準保険料(税)率を算定・公表
- 保険給付必要額を市町村に全額交付 等

## 国民健康保険制度改革

Q

&

A

### Q 何が変わるの？

- A** 県と市町村が共同保険者となることに伴い、被保険者資格管理や高額療養費の多数回該当の算定方法が変更となります。  
(詳細は、裏面をご覧ください。)

### Q 何が変わらないの？

- A**
- ・各種申請や届出は、これまでどおり市町村担当窓口で手続きをします。
  - ・住所異動をした場合、転出地及び転入地の市町村窓口で届出をします。
  - ・保険料(税)の通知書はお住まいの市町村から送られます。
  - ・保険料(税)はお住まいの市町村に納めていただきます。

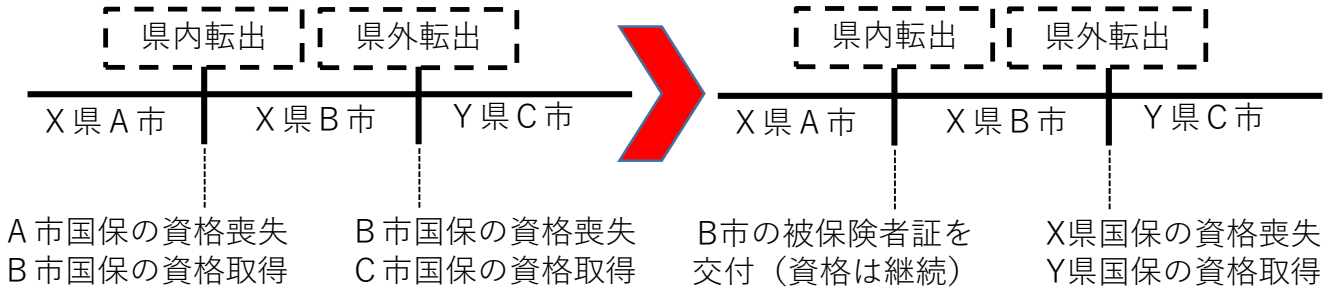


## ◎被保険者の資格管理が変わります。

- これまでは、各市町村単位で行っていた国民健康保険被保険者の資格管理が都道府県単位で行われることになるため、以下のような変更があります。
  - 県内の他市町村へ転居した場合でも国保資格は継続します。
    - ※被保険者証（保険証）は、これまでどおり、お住まいの市町村ごとに交付しますので、県内転居の場合は、転居前市町村に保険証を返却し、転居先市町村で改めて保険証の交付を受けて下さい。
  - 県外への転出や県外からの転入の場合に、資格の喪失及び取得が生じます。

改正前

改正後

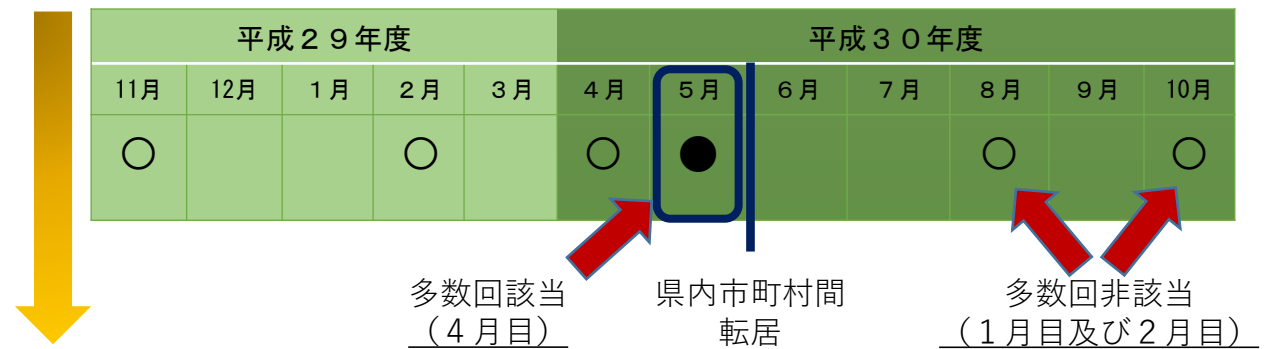


## ◎高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります。

- 高額療養費の多数回該当は、過去12ヶ月以内に高額療養費の支給が4月以上ある場合に自己負担額が引き下げられる制度です。
- これまでは、県内であっても他市町村へ転居した場合、改めて1回目からカウントされていました。平成30年4月以降の療養において発生した前住所地の高額療養費の多数回該当のカウントが引き継がれます。

### 県内市町村間の住所異動に伴う高額療養費多数回該当の判定

《改正前》



《改正後》

